

# 日本港湾経済学会年報規程

(目 的)

第1条 本規定は、学会年報『港湾経済研究』をもって日本港湾経済学会会員（以下、会員という。）の研究活動の促進と研究成果の向上を図ることを目的とする。

(編集委員会)

第2条 年報編集委員会（以下、委員会という。）は投稿を広く募り、査読と年報編集に関する責任を有する。

(投稿資格)

第3条 会員は年報に投稿することができる。また、共同執筆による投稿の場合は、執筆者の半数以上が会員であることとし、筆頭執筆者は会員であることとする。ただし、会員以外の投稿については委員会が適切と判断した場合は受け付けるものとする。

(投稿原稿の種別)

第4条 年報に投稿できる原稿の種別は、研究論文、研究ノート、書評とする。ただし、書評については、委員会は必要に応じて会員に原稿の執筆を依頼できるものとする。

(大会報告義務等)

第5条 研究論文及び研究ノートの投稿を希望する者は、当該年度の全国大会において報告をすることを原則とする。ただし、大会報告を伴わない原稿の投稿についても随時受け付けるものとする。なお、投稿に際しては、原稿の種別を明記するものとする。

(投稿・執筆の形態)

第6条 原稿の投稿・執筆については、委員会が別に定める要領に従うものとする。

(査 読)

第7条 委員会は投稿された原稿のうち研究論文については査読に付し、その結果を尊重して掲載の可否を決定する。なお、査読の方法等については別に査読内規を定める。

附 則 本規程は、2002年8月28日より施行する。

改正 2004年8月26日

改正 2014年9月4日